

昭和二十五年二月二十三日提出  
質問 第五五号

供米代金の支拂に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年二月二十三日

提出者 山口 武 秀

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

## 供出代金の支拂に関する質問主意書

昭和二十四年産米の供出代金の農民への支拂が、茨城県鹿島郡銚田町農業協同組合及び白鳥村農業協同組合におけるがごとく著しく遅延しあるいはその支拂が不能と見られるものがある。このため供米の推進が阻害され、多くの紛争が生じている。

これらは、農業協同組合の内部に問題があると考えられるが、いずれにしても政府の責任において供出させた供米の代金が農民に支拂われないという結果になる。

これについては、現在供出制度がとられているとき、單に農民と農業協同組合の間における問題としてのみ考えることはできず、当然政府もその支拂について責任をもつ必要がある。

これに対する政府の見解如何。

なお、前記の銚田、白鳥の場合における代金支拂の遅延ないし不能については、その原因を明らかにし、これまでそれに対して政府の責任でいかなる処置がとられたか、今後どうしようとするのか回答され

たい。

右質問する。